令　和　８　年
第３回八雲町議会定例会
議　　題

開会　令和　８年　９月　３日
閉会　令和　８年　９月　　日

八　雲　町

個人情報の保護により議案の一部を「＊」（アスタリスク）で表示しています。

令和８年第３回八雲町議会定例会議件一覧

区　分	番　号	件　　名	結　果
議　案	1	八雲町印鑑条例の一部を改正する条例	
議　案	2	八雲町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例	
議　案	3	八雲町設置による合併前の八雲町北海道南西沖地震災害に係る緊急援護資金の貸付けに関する特例条例の失効に伴う経過措置を定める条例を廃止する条例	
議　案	4	八雲町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	
議　案	5	八雲町立学校設置条例の一部を改正する条例	
議　案	6	財産の取得について	
議　案	7	財産の取得について	
議　案	8	令和７年度八雲町下水道事業会計剰余金の処分について	
議　案	9	令和７年度八雲町農業集落排水事業会計剰余金の処分について	
議　案	10	令和８年度八雲町一般会計補正予算（第８号）	
議　案	11	令和８年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）	
報　告	1	株式会社青年舎の経営状況の報告について	
報　告	2	株式会社木蓮の経営状況の報告について	
同　意	1	八雲町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについて	
同　意	2	八雲町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて	
同　意	3	八雲町教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについて	

区　分	番　号	件　　名	結　果
認　定	1	令和７年度八雲町一般会計歳入歳出決算認定について	
認　定	2	令和７年度八雲町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	
認　定	3	令和７年度八雲町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	
認　定	4	令和７年度八雲町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	
認　定	5	令和７年度八雲町水道事業会計決算認定について	
認　定	6	令和７年度八雲町熊石地域簡易水道事業会計決算認定について	
認　定	7	令和７年度八雲町下水道事業会計決算認定について	
認　定	8	令和７年度八雲町農業集落排水事業会計決算認定について	
認　定	9	令和７年度八雲町病院事業会計決算認定について	

議案第　１　号

八雲町印鑑条例の一部を改正する条例

八雲町印鑑条例（平成17年八雲町条例第13号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
（印鑑登録証明書の交付） 第14条　略 ２　略 ３　前２項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第７項に規定する個人番号カードであって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下この項において「公的個人認証法」という。）第22条第１項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものをいう。）又は、移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の２第４項第２号ロに規定する移動端末設備であって、公的個人認証法第35条の２第１項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものをいう。）を利用して、多機能端末機（本町の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であって、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）に暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を請求し、その交付を受けることができる。	（印鑑登録証明書の交付） 第14条　略 ２　略 ３　前２項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第７項に規定する個人番号カードであって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下この項において「公的個人認証法」という。）第22条第１項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものをいう。）、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の２第１項に規定する特定在留カードをいう。）、特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第71号）第16条の２第１項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の２第４項第３号ロに規定する移動端末設備であって、公的個人認証法第35条の２第１項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものをいう。）を利用して、多機能端末機（本町の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であって、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）に暗証番号その他必要な事項を入力することによ

	り、印鑑登録証明書の交付を請求し、その交付を受けることができる。
備考　改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。	

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

令和８年９月３日提出

八雲町長　　萬　谷　俊　美

議案第 2 号

八雲町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

八雲町認可地縁団体印鑑条例（平成17年八雲町条例第14号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
（趣旨） 第２条　印鑑登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者及び法第260条の10に規定する特別代理人（以下「特別代理人」という。）とする。ただし、次の各号に掲げる者が選任されている場合は、当該各号に掲げる者とする。 （１）　地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第19条第１項第１号へに規定する職務代行者 （２）及び（３）　略	（趣旨） 第２条　印鑑登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者及び法第260条の10に規定する特別代理人（以下「特別代理人」という。）とする。ただし、次の各号に掲げる者が選任されている場合は、当該各号に掲げる者とする。 （１）　地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。以下「省令」という。）第18条の３第１項第６号に規定する職務代行者 （２）及び（３）　略
（登録の申請） 第４条　認可地縁団体の代表者、特別代理人及び第２号各号に掲げる者（以下「代表者等」という。）であって、印鑑の登録を受けようとするものは、登録を受けようとする印鑑を持参し、自ら町長に申請しなければならない。ただし、地方自治法施行規則第19条第１項第１号ト に規定する代理人（以下「代理人」という。）を置いている認可地縁団体の代表者等が自ら申請することができないときは、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人により申請することができる。 ２　略	（登録の申請） 第４条　認可地縁団体の代表者、特別代理人及び第２条各号に掲げる者（以下「代表者等」という。）であって、印鑑の登録を受けようとするものは、登録を受けようとする印鑑を持参し、自ら町長に申請しなければならない。ただし、省令第18条の３第１項第７号に規定する代理人（以下「代理人」という。）を置いている認可地縁団体の代表者等が自ら申請することができないときは、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人により申請することができる。 ２　略
（申請内容の確認） 第５条　町長は、前条の規定による申請があったときは、申請の内容について、次に掲げる事項と照合し、当該申請が適正であることを確認しなければならない。	（申請内容の確認） 第５条　町長は、前条の規定による申請があったときは、申請の内容について、次に掲げる事項と照合し、当該申請が適正であることを確認しなければならない。

（１）　当該認可地縁団体に係る地方自治法施行規則第21条第２項の規定に基づき作成した台帳（以下「地縁団体台帳」という。）の記載事項 （２）　略	（１）　当該認可地縁団体に係る省令第18条の３第１項の規定に基づき作成した台帳（以下「地縁団体台帳」という。）の記載事項 （２）　略
備考　改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。	

附　則

この条例は、令和８年10月１日から施行する。

令和８年９月３日提出

八雲町長　　萬　谷　俊　美

議案第　３　号

八雲町設置による合併前の八雲町北海道南西沖地震災害に係る緊急援護資金の貸付けに関する特例条例の失効に伴う経過措置を定める条例を廃止する条例

八雲町設置による合併前の八雲町北海道南西沖地震災害に係る緊急援護資金の貸付けに関する特例条例の失効に伴う経過措置を定める条例（平成17年八雲町条例第70号）は、廃止する。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

令和８年９月３日提出

八雲町長　　萬　谷　俊　美

議案第 4 号

八雲町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

八雲町病院事業の設置等に関する条例（平成17年八雲町条例第128号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
（診療科目及び病床数） 第４条　八雲総合病院及び八雲町熊石国民健康保険病院（以下これらを「病院」という。）の診療科目及び病床数は、次のとおりとする。 （１）　八雲総合病院 ア　略 イ　病床数 （ア）　一般病床　156床 （イ）～（エ）　略 （２）　略	（診療科目及び病床数） 第４条　八雲総合病院及び八雲町熊石国民健康保険病院（以下これらを「病院」という。）の診療科目及び病床数は、次のとおりとする。 （１）　八雲総合病院 ア　略 イ　病床数 （ア）　一般病床　146床 （イ）～（エ）　略 （２）　略
備考　改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。	

附　則

この条例は、令和８年10月１日から施行する。

令和８年９月３日提出

八雲町長　　萬　谷　俊　美

議案第 5 号

八雲町立学校設置条例の一部を改正する条例

八雲町立学校設置条例（平成 17 年八雲町条例第 134 号）の一部を次のように改正する。

<table>
<tr><th>現行</th><th>改正後</th></tr>
<tr><td>別表第１（第２条関係）
八雲町立小学校
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>八雲町立山越小学校</td><td>略</td></tr><tr><td>八雲町立浜松小学校</td><td>八雲町浜松239番地１</td></tr><tr><td>八雲町立熊石小学校</td><td>略</td></tr></table></td><td>別表第１（第２条関係）
八雲町立小学校
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>八雲町立山越小学校</td><td>略</td></tr><tr><td>八雲町立熊石小学校</td><td>略</td></tr></table></td></tr>
<tr><td colspan="2">備考　改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。</td></tr>
</table>

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

令和８年９月３日提出

八雲町長　　萬　谷　俊　美

議案第 6 号

財 産 の 取 得 に つ い て

次のとおり財産を取得する。

1　財産の種類及び数量　　熊石歯科診療所診療ユニット　３台

2　取　得　の　方　法　　指名競争入札

3　取　得　の　金　額　　10,571,000 円

4　取 得 の 相 手 方　　札幌市白石区菊水上町３条２丁目 52 番地 254
札幌歯科器材株式会社
代表取締役　西　村　千　里

令和８年９月３日提出

八雲町長　　萬　谷　俊　美

議案第 7 号

財 産 の 取 得 に つ い て

次のとおり財産を取得する。

1　財産の種類及び数量　　深アオリダンプ　１台

2　取　得　の　方　法　　指名競争入札

3　取　得　の　金　額　　10,725,000 円

4　取 得 の 相 手 方　　北斗市清水川 142 番地の５
北海道いすゞ自動車株式会社
函館支店
支店長　吉　田　博　志

令和８年９月３日提出

八雲町長　　萬　谷　俊　美

議案第 8 号

令和７年度八雲町下水道事業会計剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第２項の規定により、令和７年度八雲町下水道事業会計で生じた剰余金を次のとおり処分することについて、議会の議決を求める。

令和７年度八雲町下水道事業剰余金処分計算書

（単位：円）

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	3,213,039,189	63,070,535	315,101,992
議会の議決による処分額	120,229,114		△ 120,229,114
資本金への組入れ	120,229,114		△ 120,229,114
処分後残高	3,333,268,303	63,070,535	（繰越利益剰余金） 194,872,878

令和８年９月３日提出

八雲町長　　萬　谷　俊　美

議案第　９　号

令和７年度八雲町農業集落排水事業会計剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第２項の規定により、令和７年度八雲町農業集落排水事業会計で生じた剰余金を次のとおり処分することについて、議会の議決を求める。

令和７年度八雲町農業集落排水事業剰余金処分計算書

（単位：円）

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	515,906,199	0	99,673,698
議会の議決による処分額	4,167,621		△ 4,167,621
資本金への組入れ	4,167,621		△ 4,167,621
処分後残高	520,073,820	0	（繰越利益剰余金） 95,506,077

令和８年９月３日提出

八雲町長　　萬　谷　俊　美

議案第 10 号

令和８年度八雲町一般会計補正予算（第８号）

令和８年度八雲町の一般会計補正予算（第８号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 170,732 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 16,760,694 千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第２条　債務負担行為の追加は、「第２表　債務負担行為補正」による。

令和８年９月３日提出

八雲町長　　萬　谷　俊　美

第１表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
11 地方交付税		5,309,714	23,324	5,333,038
	1 地方交付税	5,309,714	23,324	5,333,038
16 道支出金		764,377	152,578	916,955
	2 道補助金	243,468	152,578	396,046
19 繰入金		4,363,910	△5,170	4,358,740
	1 基金繰入金	4,093,715	△5,170	4,088,545
歳　入　合　計		16,589,962	170,732	16,760,694

歳出

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
2 総務費		1,154,990	1,281	1,156,271
	1 総務管理費	1,073,817	1,281	1,075,098
3 民生費		3,152,652	3,505	3,156,157
	1 社会福祉費	2,044,858	3,505	2,048,363
6 農林水産業費		917,273	152,578	1,069,851
	3 水産業費	417,796	152,578	570,374
9 消防費		133,902	1,309	135,211
	1 消防費	133,902	1,309	135,211
10 教育費		682,483	△1,883	680,600
	3 中学校費	109,509	△1,883	107,626
13 諸支出金		16,494	13,942	30,436
	1 諸費	16,494	13,942	30,436
歳　出　合　計		16,589,962	170,732	16,760,694

第２表

債　務　負　担　行　為　補　正

（追加）

（単位：千円）

事　　項	期　　間	限　　度　　額
熊石中学校大規模改修工事基本・実施設計業務委託料	自　令和８年度 至　令和９年度	15,655

歳入歳出予算事項別明細書

1　総　括

（歳　入）

款	補正前の額	補　正　額	計
	千円	千円	千円
11 地方交付税	5,309,714	23,324	5,333,038
16 道支出金	764,377	152,578	916,955
19 繰入金	4,363,910	△5,170	4,358,740
歳　入　合　計	16,589,962	170,732	16,760,694

（歳　出）

款	補正前の額	補　正　額	計
	千円	千円	千円
2 総務費	1,154,990	1,281	1,156,271
3 民生費	3,152,652	3,505	3,156,157
6 農林水産業費	917,273	152,578	1,069,851
9 消防費	133,902	1,309	135,211
10 教育費	682,483	△1,883	680,600
13 諸支出金	16,494	13,942	30,436
歳　出　合　計	16,589,962	170,732	16,760,694

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国道支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円
0	0	0	1,281
0	0	0	3,505
152,578	0	0	0
0	0	0	1,309
0	0	△5,170	3,287
0	0	0	13,942
152,578	0	△5,170	23,324

２ 歳　入

１１ 款　地方交付税

１ 項　地方交付税

目	補正前の額	補　正　額	計
	千円	千円	千円
1 地方交付税	5,309,714	23,324	5,333,038
計	5,309,714	23,324	5,333,038

１６ 款　道支出金

２ 項　道補助金

	千円	千円	千円
4 農林水産業費道補助金	110,569	152,578	263,147
計	243,468	152,578	396,046

１９ 款　繰入金

１ 項　基金繰入金

	千円	千円	千円
3 ふるさと応援基金繰入金	3,698,518	△5,170	3,693,348
計	4,093,715	△5,170	4,088,545

節		説　　明
区　　分	金　額	
	千円	千円
1 地方交付税	23,324	普通交付税　23,324

	千円	千円
3 水産業費補助金	152,578	アイヌ農林漁業対策事業補助金　152,578

	千円	千円
1 ふるさと応援基金繰入金	△5,170	ふるさと応援基金繰入金　△5,170

３　歳　出

２ 款　総務費

１ 項　総務管理費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 一般管理費	132,719	1,000	133,719				1,000
11 地域振興対策費	93,737	281	94,018				281
計	1,073,817	1,281	1,075,098	0	0	0	1,281

３ 款　民生費

１ 項　社会福祉費

	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 社会福祉総務費	75,774	935	76,709				935
3 高齢者福祉費	498,468	2,570	501,038				2,570
計	2,044,858	3,505	2,048,363	0	0	0	3,505

６ 款　農林水産業費

３ 項　水産業費

	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
4 漁業構造改善事業費	160,624	152,578	313,202	152,578			
計	417,796	152,578	570,374	152,578	0	0	0

９ 款　消防費

１ 項　消防費

	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 消防施設費	11,529	1,309	12,838				1,309
計	133,902	1,309	135,211	0	0	0	1,309

節		説　　明	
区　　分	金　額		
	千円		千円
25 寄附金	1,000	熊本地震災害義援金	1,000
18 負担金補助及び交付金	281	テレビ共同受信施設改修事業補助金	281

	千円		千円
12 委託料	935	国民年金システム改修業務委託料	935
21 補償補填及び賠償金	2,570	八雲デイサービス事業精算補填金	2,570

	千円		千円
18 負担金補助及び交付金	152,578	アイヌ農林漁業対策事業補助金	152,578

	千円		千円
17 備品購入費	1,309	救急デジタル無線システム機器購入費	1,309

１０ 款　教育費

３ 項　中学校費

目	補正前の額	補　正　額	計	補　正　額　の　財　源　内　訳			
				特　定　財　源			一般財源
				国道支出金	地　方　債	そ　の　他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 学校管理費	90,187	△1,883	88,304			△5,170	3,287
計	109,509	△1,883	107,626	0	0	△5,170	3,287

１３ 款　諸支出金

１ 項　諸費

	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 還付金及び返納金	10,000	13,942	23,942				13,942
計	16,494	13,942	30,436	0	0	0	13,942

節		説　　明	
区　　分	金　額		
	千円		千円
11 役務費	△5,170	熊石中学校大規模改修調査手数料	△5,170
12 委託料	3,287	熊石中学校大規模改修工事基本・実施設計業務委託料	3,287

	千円		千円
22 償還金利子及び割引料	13,942	障がい者医療費道負担金過年度分返還金	496
		障がい者自立支援給付費国庫負担金過年度分返還金	6,056
		障がい者自立支援給付費道負担金過年度分返還金	387
		低所得者介護保険料軽減国庫負担金過年度分返還金	565
		障がい児入所給付費等国庫負担金過年度分返還金	932
		障がい児入所給付費等道負担金過年度分返還金	162
		子どものための教育・保育給付費道負担金過年度分返還金	1,652
		未熟児療育医療費等国庫負担金過年度分返還金	221
		子育てのための施設等利用給付費国庫負担金過年度分返還金	39
		子育てのための施設等利用給付費道負担金過年度分返還金	20
		子ども・子育て支援交付金国庫補助金過年度分返還金	2,557
		保育対策総合支援事業費国庫補助金過年度分返還金	350
		妊婦のための支援給付事業費国庫補助金過年度分返還金	505

債務負担行為補正に関する調書

２　その他の債務負担行為

（単位：千円）

事項	期間	限度額	７年度末までの支出（見込）額	８年度支出予定額	９年度以降の支出予定額				
					金額	財源内訳			
						国道支出金	地方債	その他の特定財源	一般財源
熊石中学校大規模改修工事基本・実施設計業務委託料	自：令和８年度 至：令和９年度	15,655							
現況	自：令和８年度 至：令和９年度	15,655			15,655	0	15,200	0	455

議案第 11 号

令和８年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）

令和８年度八雲町の介護保険事業特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の保険事業勘定総額に歳入歳出それぞれ 17,694 千円を追加し、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,231,732 千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和８年９月３日提出

八雲町長　　萬　谷　俊　美

第１表 歳入歳出予算補正（保険事業勘定）

歳入

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
8 繰入金		453,215	17,694	470,909
	2 基金繰入金	82,848	17,694	100,542
歳　　入　　合　　計		2,214,038	17,694	2,231,732

歳出

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
5 諸支出金		11,039	17,694	28,733
	1 償還金及び還付加算金	408	17,694	18,102
歳　　出　　合　　計		2,214,038	17,694	2,231,732

歳入歳出予算事項別明細書

1　総　括（保険事業勘定）

（歳　入）

款	補正前の額	補　正　額	計
	千円	千円	千円
8 繰入金	453,215	17,694	470,909
歳　入　合　計	2,214,038	17,694	2,231,732

（歳　出）

款	補正前の額	補　正　額	計
	千円	千円	千円
5 諸支出金	11,039	17,694	28,733
歳　出　合　計	2,214,038	17,694	2,231,732

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国道支出金	地方債	その他	
千円 0	千円 0	千円 0	千円 17,694
0	0	0	17,694

２ 歳　入（保険事業勘定）

８ 款　繰入金

２ 項　基金繰入金

目	補正前の額	補　正　額	計
	千円	千円	千円
1 介護給付費準備基金繰入金	82,848	17,694	100,542
計	82,848	17,694	100,542

３　歳　出（保険事業勘定）

５ 款　諸支出金

１ 項　償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補　正　額	計	補　正　額　の　財　源　内　訳			
				特　定　財　源			一般財源
				国道支出金	地　方　債	そ　の　他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 償還金	8	17,694	17,702				17,694
計	408	17,694	18,102	0	0	0	17,694

節		説　　明	
区　　分	金　額		
	千円		千円
1 介護給付費準備基金繰入金	17,694	介護給付費準備基金繰入金	17,694

節		説　　明	
区　　分	金　額		
	千円		千円
22 償還金利子及び割引料	17,694	介護給付費国庫負担金過年度分返還金	10,848
		介護給付費道負担金過年度分返還金	2,709
		地域支援事業国庫補助金過年度分返還金	2,450
		地域支援事業支援交付金過年度分返還金	364
		地域支援事業道補助金過年度分返還金	1,323

報告第　１　号

株式会社青年舎の経営状況の報告について

株式会社青年舎の経営状況について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の３第２項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和８年９月３日提出

八雲町長　　萬　谷　俊　美

別紙

令和７年度株式会社青年舎の決算に関する書類

自　令和７年４月　１日
至　令和８年３月 31 日

１　事業概要

令和７年度は、前年度から進めてきた乳牛の増頭により、期首から事業目標の搾乳頭数 495 頭以上を常に確保し、搾乳生産をすることができました。事業目標の年間搾乳量 6,500ｔに対して実績 6,903ｔと大幅増で達成したことや、和牛素牛の販売による乳代以外の収入の増加を図ることができました。

乳牛の糞尿を原料とするバイオガス発電所の安定稼働により、固定価格買取制度（FIT）で売電して売上高の増加を図り、当期純利益 87,934 千円となりました。

２　会計に関する事項

決算の状況

貸借対照表

令和８年３月 31 日　現在

（単位：　円）

資産の部		負債の部	
科　目	金　額	科　目	金　額
【流動資産】	320,829,754	【流動負債】	37,502,792
現金及び預金	166,322,552	買掛金	11,079,914
売掛金	70,901,157	未払金	18,739,993
製品	2,090,855	預り金	479,185
原材料	6,868,329	未払消費税等	6,997,700
仕掛品	46,625,055	未払法人税等	206,000
貯蔵品	85,612	【固定負債】	1,591,142,626
未収入金	14,832,223	長期未払金	48,614,626
前払費用	12,815,000	長期借入金	1,542,528,000
立替金	247,381	負債の部合計	1,628,645,418
未収還付法人税等	41,590	純資産の部	
【固定資産】	1,157,170,454	【株主資本】	-108,545,353
【有形固定資産】	1,151,479,439	資本金	25,000,000
建物	222,039,658	利益剰余金	-133,545,353
建物付属設備	5,672,421	その他利益剰余金	-133,545,353
構築物	96,570,204	繰越利益剰余金	-133,545,353
機械装置	460,783,047		
車両運搬具	346,866		
工具・器具・備品	2,983,919		
一括償却資産	186,267		
土地	77,637,451		
乳牛	166,852,506		
育成仮勘定	118,407,100		
【投資その他の資産】	5,691,015		
出資金	2,855,000		
長期積立金	2,836,015		
【繰延資産】	42,099,857		
創立費	1,472,253		
土地改良費	4,513,619		
その他繰延資産	36,113,985	純資産の部合計	-108,545,353
資産の部合計	1,520,100,065	負債及び純資産合計	1,520,100,065

損益計算書

自　令和７年４月　１日
至　令和８年３月 31 日

（単位：　円）

科　目	金　額	
【売上高】		
生乳売上高	735,131,272	
生物販売高	59,297,692	
牧草等販売高	10,850,001	
価格補填収入	60,422,148	
作業受託収入	1,324,200	
その他売上高	85,259,214	
売上高合計		952,284,527
【売上原価】		
期首棚卸高	2,175,030	
生物販売原価	35,886,592	
当期製品製造原価	685,754,084	
期末棚卸高	2,090,855	
売上原価		721,724,851
売上総利益金額		230,559,676
【販売費及び一般管理費】		
販売費及び一般管理費合計		203,358,064
営業利益金額		27,201,612
【営業外収益】		
受取利息	267,574	
受取配当金	3,000	
受取家畜共済金	40,313,332	
雑収入	43,844,902	
営業外収益合計		84,428,808
【営業外費用】		
支払利息	9,642,447	
生物死亡原価	12,763,739	
雑損失	291,582	
営業外費用合計		22,697,768
経常利益金額		88,932,652
【特別利益】		
固定資産売却収入	1,750,000	
受取共済金	810,436	
特別利益合計		2,560,436
【特別損失】		
固定資産売却原価	3,227,376	
固定資産除去損	125,414	
特別損失合計		3,352,790
税引前当期純利益		88,140,298
法人税、住民税及び事業税		206,000
当期純利益金額		87,934,298

令和８年度株式会社青年舎の事業計画に関する書類

自　令和８年４月　１日
至　令和９年３月 31 日

１　事業計画

令和８年度は、財務基盤の安定化を図るため、自社育成牛の頭数安定化と個体能力向上を図り生乳生産量の安定化を図っていきます。今後、農業労働力の減少が見込まれる中、就業条件の整備を進めるとともに、将来を担う新規就農者や雇用就業者などの人材を育成するため、酪農に必要な技術習得、経営管理、理論学習等の実践的な教育を担うことを設立当初からの目的としており、各事業については、以下の方針に基づき推進してまいります。

（１）各事業の推進方法

ア　出荷乳量の安定化による売上高確保

・搾乳牛頭数を安定的に確保するための計画的な種付け・分娩管理を推進し、搾乳量の安定化を図る。

イ　乳質向上による売上高向上

・計画的にゲノム検査を行い、個体能力向上（乳質、乳量アップ等）による経営改善を図る。

ウ　支出の抑制による利益率の向上

・普及センター、ホクレン等関係機関の支援のもと、飼料設計の見直しを行い飼料費の抑制を図る。

・獣医師の採用により家畜診療所を設置して、自社内診療による家畜共済掛金、家畜診療代の削減を図る。

エ　和牛受精卵移植事業

・和牛素牛販売により乳代以外の収入の増加を図る。

オ　新規就農者の確保と担い手の育成

・関係機関と協力し実践研修を行うとともに、技術、経営両面から座学講義を支援

・意欲ある就農希望者を地域内外から募集し、技術習得から独立就農までの研修を行い、きめ細かなサポートを関係機関と実施

報告第　２　号

株式会社木蓮の経営状況の報告について

株式会社木蓮の経営状況について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の３第２項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和８年９月３日提出

八雲町長　　萬　谷　俊　美

別紙

令和７年度決算に関する書類

自　令和７年４月　１日
至　令和８年３月 31 日

１　事業概要

令和７年度について、本社部門では八雲町の企業版ふるさと納税に係る事務を中心とした業務を受託し、その結果９社／1,188 千円の受託手数料を収入源としました。

丘の駅部門は町から指定管理を受託している八雲町情報交流物産館「丘の駅」の運営を担い、売り上げは、108,315 千円と、昨年に比べ 5,838 千円の減となっているが、人員不足により、昨年と比較し、デッキ販売の実施回数が減少したことや各種イベントへの参加ができなかったことが大きな要因としており、当期利益は 14,988 千円となりました。

また令和７年度からは、ペコレラ部門について、独立・創業することとなり、連結決算においては、木蓮本体の企業版ふるさと納税の利益貢献と、「丘の駅」の営業実績により、3,650 千円の当期純利益となり、昨年に比べて 860 千円の増となりました。

２　会計に関する事項

決算の状況

貸借対照表

令和８年３月 31 日　現在

（単位：円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	42,395,360	【流動負債】	7,031,328
現金預金	28,757,854	買掛金	4,187,657
売掛金	2,658,380	未払金	904,642
有価証券	5,200,000	未払法人税等	733,100
商品	5,422,726	未払消費税等	1,021,200
未収入金	356,400	預り金	184,729
【固定資産】	1,672,062	負債の部合計	7,031,328
【有形固定資産】	1,664,372	純資産の部	
建物附属設備	793,427	【株主資本】	37,036,094
構築物	692,546	資本金	30,000,000
車輌運搬具	74,658	利益剰余金	7,036,094
器具備品	103,741	その他利益剰余金	7,036,094
【投資その他の資産】	7,690	繰越利益剰余金	7,036,094
自動車リサイクル預託金	7,690	（うち当期純利益金額）	3,650,780
		純資産の部合計	37,036,094
資産の部合計	44,067,422	負債及び純資産合計	44,067,422

損益計算書

自　令和７年４月　１日
至　令和８年３月 31 日

（単位：　円）

科　　目	金　　額	
【売上高】		
売　上　高	109,503,487	
売　上　高　合　計		109,503,487
【売上原価】		
期首商品棚卸高	6,147,635	
当期商品仕入高	69,779,906	
合　計	75,927,541	
期末商品棚卸高	5,422,726	
売　上　原　価		70,504,815
売上総利益金額		38,998,672
【販売費及び一般管理費】		
販売費及び一般管理費合計		34,208,980
営業利益金額		4,789,692
【営業外収益】		
受取利息	48,841	
雑収入	470,529	
営業外収益合計		519,370
【営業外費用】		
雑損失	386,282	
営業外費用合計		386,282
経常利益金額		4,922,780
税引前当期純利益金額		4,922,780
法人税等		1,272,000
当期純利益金額		3,650,780

令和８年度事業の計画に関する書類

自　令和８年４月　１日
至　令和９年３月 31 日

１　事業計画

株式会社木蓮は、八雲町で創業を希望する人材に対し、実践的な業務への従事と独自の教育カリキュラムを通じてクオリティーの高い人材を輩出し、「創業」・「事業承継」・「就業」へとつなげることを目的として設立しており、以下の方針に基づき二つの部門による事業展開をしてまいります。

２　各部門の事業展開

（１）木蓮部門（本体）

・企業版ふるさと納税による自治体ＰＲ事務業務
・人材育成事業（八雲高校ビジネス科との「町おこし事業」）
・全部門の経営及び運営管理
・町・商工会と連携した就職イベントの実施

（２）丘の駅部門（八雲町情報交流物産館）

・八雲町情報交流物産館丘の駅の管理運営及び経営
・町外事業者に向けた八雲町産品の仲卸
・地場産品の開発・製造・小売・卸売

同意第 1 号

八雲町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについて

次の者を八雲町固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第３項の規定により、議会の同意を求める。

氏　　名	住　　所	生年月日
＊　＊　＊　＊	二海郡八雲町＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊
＊　＊　＊　＊	二海郡八雲町＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊
＊　＊　＊　＊	二海郡八雲町＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊

令和８年９月３日提出

八雲町長　　萬　谷　俊　美

同意第　２　号

八雲町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

次の者を八雲町農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第８条第１項の規定により、議会の同意を求める。

氏　　名	住　　所	生年月日
＊　＊　＊　＊	二海郡八雲町＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊
＊　＊　＊　＊	二海郡八雲町＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊
＊　＊　＊　＊	二海郡八雲町＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊
＊　＊　＊　＊	二海郡八雲町＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊
＊　＊　＊　＊	二海郡八雲町＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊
＊　＊　＊　＊	二海郡八雲町＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊
＊　＊　＊　＊	二海郡八雲町＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊
＊　＊　＊　＊	二海郡八雲町＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊
＊　＊　＊　＊	二海郡八雲町＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊
＊　＊　＊　＊	二海郡八雲町＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊
＊　＊　＊　＊	二海郡八雲町＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊
＊　＊　＊　＊	二海郡八雲町＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊
＊　＊　＊　＊	二海郡八雲町＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊
＊　＊　＊　＊	二海郡八雲町＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊
＊　＊　＊　＊	二海郡八雲町＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊

令和８年９月３日提出

八雲町長　　萬　谷　俊　美

同意第　３　号

八雲町教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

次の者を八雲町教育委員会委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第４条第２項の規定により、議会の同意を求める。

住　　所	二海郡八雲町＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
氏　　名	＊　＊　＊　＊
生年月日	＊＊＊＊＊＊＊

令和８年９月３日提出

八雲町長　　萬　谷　俊　美

認定第　１　号

令和７年度八雲町一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第３項の規定により、令和７年度八雲町一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和８年９月３日提出

八雲町長　　萬　谷　俊　美

認定第　２　号

令和７年度八雲町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第３項の規定により、令和７年度八雲町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和８年９月３日提出

八雲町長　　萬　谷　俊　美

認定第　３　号

令和７年度八雲町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第３項の規定により、令和７年度八雲町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和８年９月３日提出

八雲町長　　萬　谷　俊　美

認定第　４　号

令和７年度八雲町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第３項の規定により、令和７年度八雲町介護保険事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和８年９月３日提出

八雲町長　　萬　谷　俊　美

認定第　５　号

令和７年度八雲町水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第４項の規定により、令和７年度八雲町水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和８年９月３日提出

八雲町長　　萬　谷　俊　美

認定第　６　号

令和７年度八雲町熊石地域簡易水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第４項の規定により、令和７年度八雲町熊石地域簡易水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和８年９月３日提出

八雲町長　　萬　谷　俊　美

認定第　7　号

令和７年度八雲町下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第４項の規定により、令和７年度八雲町下水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和８年９月３日提出

八雲町長　　萬　谷　俊　美

認定第　８　号

令和７年度八雲町農業集落排水事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第４項の規定により、令和７年度八雲町農業集落排水事業会計決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和８年９月３日提出

八雲町長　　萬　谷　俊　美

認定第　９　号

令和７年度八雲町病院事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第４項の規定により、令和７年度八雲町病院事業会計決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和８年９月３日提出

八雲町長　　萬　谷　俊　美